平成２１年（フ）第８３７号
奈良市押熊町672番地　エクレール平城Ｄ―105号
債務者　小原　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８５１号
奈良県生駒市北新町17番48号
債務者　靜間　雅寛
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６４号
青森県弘前市大字北園２丁目６番地21　さくら荘２号
債務者　黒沼　和男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６号
青森県平川市高木原田91番地２
債務者　山口貴志朗
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１６１号
群馬県桐生市相生町５丁目534番地の１　コーポ金子104
債務者　浦野亜津子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３６号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲634番地ベイサイドハイツ105号
債務者　宮川　奈奈（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１４０号
熊本県玉名市中坂門田58番地
債務者　今井　恵助
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１４１号
熊本県玉名市中坂門田58番地
債務者　今井　由希（旧姓嶌田）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１４３号
熊本県玉名郡和水町長小田404番地
債務者　坂本　睦美（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１号
北海道標津郡中標津町東九条北６丁目１番地
債務者　日野澤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１９号
愛知県豊田市曙町３丁目20番地　コーポ曙106号
債務者　脇本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
東京都目黒区南１丁目４―15―202、住民票上の住所東京都目黒区南１丁目４―15―201
債務者　松瀬　孝司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１５号
埼玉県春日部市大枝89―６―30―405
債務者　高須賀　徹
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２１号
東京都調布市深大寺東町７丁目12―３
債務者　児島　鎭代（旧姓庄子）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２号
埼玉県所沢市林３丁目547―７
債務者　坂元　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２５号
東京都北区滝野川７丁目７―12―501
債務者　服部富美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７５号
東京都練馬区桜台４丁目40―６―A201
債務者　近持　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部